

平成 30 年 8 月 8 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の
医療費控除の取扱いの一部変更について

今般、厚生労働省健康局長・保険局長より、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いの一部変更について、本会に対し、別添の通り、周知方依頼がありました。

なお、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、平成 20 年 6 月 3 日付け都道府県医師会長宛通知文「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」（日医発第 271 号）でご案内しております。

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、別添の別紙 1（平成 20 年 5 月 19 日付け健発 0519004 号・保発 0519001 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」）により整理されていたところですが、平成 30 年度からの第三期特定健康診査等実施計画期間における運用の変更等を踏まえ、当該通知を一部変更し、医療費控除を受けられる者の具体的な要件について、「Non-HDL コレステロール」が 170mg/dl 以上の者を追加することとなりましたが、基本的に保険者や実施機関における手続きを変更させるものではありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会医師会への本件の周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

- 特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いの一部変更について（日本医師会長宛添書、厚生労働省健康局長・保険局長）
- 別紙1 特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて（平成20年5月19日付け健発0519004号・保発0519001号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知）
- 別紙2 〈変更後〉別添3 医療費控除を受けられる者の具体的な要件について
- 別紙3 〈変更後〉別添4 取扱いのイメージ（参考）

健 発 0730 第 2 号
保 発 0730 第 14 号
平成 30 年 7 月 30 日

日本医師会 殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の
医療費控除の取扱いの一部変更について

平成 20 年度の税制改正により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分が、医療費控除の対象範囲に含まれることとされています。

この具体的な取扱いについては、別紙 1 の平成 20 年 5 月 19 日付け健発 0519004 号・保発 0519001 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」（以下「平成 20 年通知」という。）により整理していますが、今般、平成 30 年度からの第三期特定健康診査等実施計画期間における運用の見直し等を踏まえ、下記のとおり取扱いを一部変更しますので、管内の市町村及び貴下会員等への周知とともに、実施に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知の内容については国税庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 医療費控除を受けられる者の具体的な要件について

平成 20 年通知の別添 1 の記 1 において、医療費控除を受けられる者は、「特定保健指導を受けた者のうち、日本高血圧学会（血圧測定）、日本動脈硬化学会（血中脂質検査）又は日本糖尿病学会（血糖検査）の診断基準を満たす者」とされており、この具体的な要件を平成 20 年通知の別添 3 で示している。

これに関して、第三期からの特定健診の運用の見直しにより、平成 30 年度から、定期健康診断等において、中性脂肪が 400mg/dl 以上や食後採血のため、LDL コレステロールの代わりに Non-HDL コレステロールを用いて評価した場合であっても、血中脂質検査を実施したとみなすこととする取扱いとしたことに伴い、平成 20 年通知の別添

3の表を以下のとおりとする（下線部を追加及び変更する）。(※)

(※) 当該変更を踏まえ、平成20年通知の別添3の表を、別紙2の表に差し替える。

血圧	ア：収縮期血圧	140mmHg 以上	日本高血圧学会
	イ：拡張期血圧	90mmHg 以上	
脂質	ウ：中性脂肪	150mg/dl 以上	日本動脈硬化学会
	エ：LDL コレステロール	140mg/dl 以上	
	オ： <u>Non-HDL コレステロール</u>	<u>170mg/dl 以上</u>	
	カ：HDL コレステロール	40mg/dl 未満	
血糖	キ：空腹時血糖	126mg/dl 以上	日本糖尿病学会
	ク：HbA1c	6.5%以上	

2. 医療費控除の申告方法について

平成20年通知の別添1の記3の(1)において、医療費控除の申告に当たっては、確定申告書に、特定保健指導を行った実施機関により発行された領収書及び当該特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担分の領収書を添付することとされている。

これについて、平成29年度の税制改正において、所得税法（昭和40年法律第33号）が改正され、平成29年分以後の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に代えて、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出することとされた。これに伴い、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除についても、特定保健指導を行った実施機関により発行された領収書及び当該特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担分の領収書の確定申告書への添付に代えて、「医療費控除の明細書」の添付が必要な取扱いとされた。(※)

なお、これまで提出することとされていた領収書については、平成29年分以後の確定申告からは提出が不要な取扱いとなったが、確定申告期限等から5年間は税務署長から当該領収書の提示又は提出が求められる可能性があるため、医療費控除の適用を受ける者は、平成20年通知の別添1の記3における必要な事項が記載された領収書を保存しておく必要があるとされていることに留意されたい。

(※) 平成31年分までの確定申告については、従来どおり領収書の添付によることもできるとされている。

(※) 当該申告方法の変更を踏まえ、平成20年通知の別添4を、別紙3に差し替える。

以上

健発第0519004号
保発第0519001号
平成20年5月19日

(別 記) 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱い
について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、平成20年4月から、保険者は40歳以上の加入者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）を実施することが義務付けられたところです。

平成20年度の税制改正において、「医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を加える」こととされ、当該措置について、関連省令（所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成20年財務省令第24号））が公布されたことから、その取扱いについて、別添1のとおり国税庁宛に照会を行ったところ、別添2のとおり当該照会に対する回答がありました。

貴団体におかれては、その取扱いについて、御了知の上、特定健康診査及び特定保健指導の実施機関である貴団体の関係機関等へ周知を頂くとともに、特定保健指導等の利用者が医療費控除の適用を受けるために必要な領収書の発行等関係の実施機関における必要な取扱いに特段のご配慮をお願いいたします。

なお、その取扱いに当たっては、下記に御留意願います。

記

1. 実施機関における取扱いとしては、別添1の3の（1）に掲げる領収書の作成が最も

重要なところであり、特に、特定保健指導の領収書については、別添1の別紙を踏まえ、別添1の3の(2)に示す事項の全てを満たしたものとなるよう、御注意願います。

2. 医療費控除を受けられる者については別添1の1のとおりですが、その具体的な診断基準については、別添3のとおりとなります。

〔添付資料〕

別添1 特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて
(照会)

別添2 特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて
(平成20年5月1日付健発第0501001号・保発第0501001号照会に対する回答)

別添3 医療費控除を受けられる者の具体的な要件について

別添4 取扱いのイメージ

別添5 所得税法施行規則

(別記)

有限責任中間法人日本人間ドック学会長

社団法人日本病院会長

財団法人結核予防会長

社団法人全国労働衛生団体連合会長

財団法人予防医学事業中央会長

社団法人日本医師会長

有限責任中間法人日本総合健診医学会長

社団法人日本看護協会長

社団法人日本栄養士会長



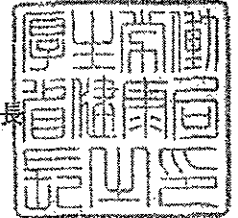
健発第 0501001 号

保発第 0501001 号

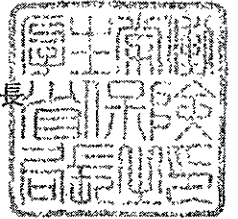
平成 20 年 5 月 1 日

国税庁審理室長 殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省保険局長



特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて（照会）

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」といいます。）の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」といいます。）が定められたところです。

この特定保健指導の対象者については、生活習慣病の発症あるいは重症化の危険性の程度に応じた支援を行うこととしています（実施基準第 4 条）。また、当該対象者のうちその危険性の重なる者に対する指導である積極的支援は、対象者の重篤度並びに指導内容及び指導管理が診療の現場において為されていること等から、治療に相当する部分があります。

今般、特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導（実施基準第 8 条第 1 項に規定する積極的支援により行われるものに限ります。以下同じ。）を受ける者のうち、当該特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する者の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療又は治療の対価は、医療費控除の対象とされました（所法 73、所令 207、所規 40 の 3 ①二）。

そこで、特定保健指導を受ける者の医療費控除については、下記のとおり取り扱って差し支えないか照会します。

記

1 医療費控除を受けられる者

特定保健指導を受けた者のうち、日本高血圧学会（血圧測定）、日本動脈硬化学会（血

中脂質検査)又は日本糖尿病学会(血糖検査)の診断基準を満たす者とする。

(注)上記の診断基準を満たす者の状態は、生活習慣病であることが濃厚であるとして、医師の指示により、具体的な生活習慣の改善指導が必要な状態であることから、所得税法施行規則第40条の3第1項第2号に規定する状態に該当すると認められる。

2 医療費控除の対象となる自己負担額

上記1の対象者が特定保健指導を受けた場合の当該指導料(自己負担額)は、医療費控除の対象となる医療費に該当する。

また、特定健康診査のための費用(自己負担額)は医療費に該当しないが、その特定健康診査の結果が所得税法施行規則第40条の3第1項第2号に掲げる状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、当該特定健康診査のための費用(自己負担額)は医療費控除の対象となる医療費に該当する。

なお、特定保健指導に基づく運動そのものの実践の対価や食生活の改善指導を踏まえた食品の購入費用は、医師の診療等を受けるために直接必要な費用や治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価に該当しないことから、医療費控除の対象とならない。

3 申告方法

(1) 確定申告書に添付する書類

特定保健指導を行った実施機関により発行された領収書(別紙参照)及び当該特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担分の領収書を確定申告書に添付する。

領収書は、特定保健指導(及び特定健康診査の受診)に係る費用(自己負担額)について発行するものとする。

(注)特定健康診査と特定保健指導の実施年が異なる場合は、それぞれ支払った日の属する年分の医療費控除の対象となる。

(2) 特定保健指導の領収書に記載されているべき必要な事項

控除の対象となるためには、上記(1)の領収書のうち、特定保健指導に係る費用(自己負担額)の領収書において次の事項が記載されていることが必要である。

- ① 特定健康診査の実施機関名及び特定健康診査を実施した医師名
- ② 特定健康診査の結果、上記1に掲げる対象者として判断した旨の内容
- ③ 特定保健指導の実施年度及び実施した旨の内容
- ④ 特定保健指導に係る費用のうち自己負担額
- ⑤ 特定保健指導の実施機関及び特定保健指導の実施責任者名

領収書

様

上記の者は、平成 20 年度の特定健康診査において、その実施機関▲▲所属の医師●●により、検査値が学会の診断基準を超えており、積極的支援を受けるべき者と判断されたことから、当機関において、平成 20 年度の特定保健指導（積極的支援）の指導を行い、以下の自己負担額を徴収した。

平成 20 年 ☆月 ☆日

★★保健指導機関

○山○太郎



(1) 特定保健指導（積極的支援）に係る費用

	項目	数量等	金額
1	指導料	一式	¥6,300-

※上記費用についてのみ、医療費控除の対象となりますので、対象者は、この領収書を税務署への申告書類に添付してください。

(2) その他に係る費用

	項目	数量等	金額
2	運動施設使用料	5 時間	¥1,500-
3			
4			

※これらの費用は医療費控除の対象外です。

合計(1)+(2)	-	¥7,800-
-----------	---	---------



課審4-96

課個2-12

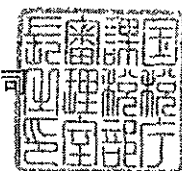
平成20年5月12日

厚生労働省保険局長

水田 邦雄 殿

国税庁課税部審理室長

岡南 啓



特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除
の取扱いについて（平成20年5月1日付健発第0501001号・
保発第0501001号照会に対する回答）

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで
差し支えありません。

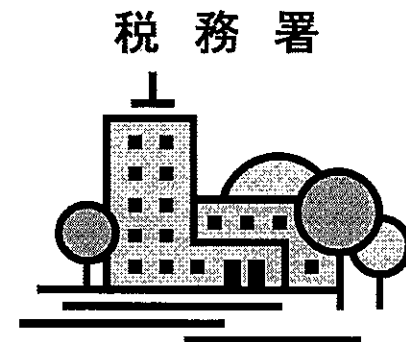
ただし、次のことを申し添えます。

- (1) この文書回答は、御照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、
個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と
異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は国税庁としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束
するものではありません。

医療費控除を受けられる者の具体的な要件について

医療費控除を受けられる者については、特定保健指導を受けたもののうち、日本高血圧学会又は日本動脈硬化学会又は日本糖尿病学会の診断基準を満たす者とされているところであるが、具体的には、特定健康診査の結果が、日本糖尿病学会又は日本高血圧学会又は日本動脈硬化学会の診断基準（下表ア～キ）のいずれかを満たし、特定保健指導の積極的支援を受けた者とする。

血圧	ア:収縮期血圧	140mmHg 以上	日本高血圧学会
	イ:拡張期血圧	90mmHg 以上	
脂質	ウ:中性脂肪	150mg/dl 以上	日本動脈硬化学会
	エ:LDL コレステロール	140mg/dl 以上	
	オ:HDL コレステロール	40mg/dl 未満	
血糖	カ:空腹時血糖	126mg/dl 以上	日本糖尿病学会
	キ:HbA1c	6.5%以上	



税務署

確定申告書
領収書

医療費控除の申請

- ◆ 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書
- ◆ 領収書(特定健診・特定保健指導)の添付

別添4

医療保険者
(組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険)

受診券の送付
受診券

結果・請求データの送付

利用券の送付
(要保健指導の者のみ)
利用券

結果・請求データの送付

実施機関
(特定健康診査)

窓口にて自己負担分を支払

受診券

実施機関
(特定保健指導)

窓口にて自己負担分を支払

利用券

対象者
(40~74歳の医療保険加入者)

領収書発行
結果通知

領収書発行
結果通知

医療費控除の対象者の場合

領収書
平成20年☆月☆日
様
¥ 〇〇〇〇
但し、特定健康診査の自己負担分として
▲▲健診機関

領収書
様
上記の者は、特定健康診査の実施機関▲▲所属の医師●●により、検査値が学会の診断基準を超えており、積極的支援を受けるべき者と判断したことから、当機関において積極的支援の指導を行い、以下の自己負担額を徴収した。
平成20年☆月☆日
☆☆保健指導機関
〇山〇太郎 (印)
¥ 〇〇〇〇

特定健康診査の実施機関名▲▲や医師名●●については、対象者が持参した特定健診の結果通知表から転記

※あくまでもイメージであり別添1の別紙の様式となる。

所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号) (抄)

(医療費の範囲)

第四十条の三 令第二百七条(医療費の範囲)に規定する財務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号(施設介護サービス費の支給)に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。)及び指定地域密着型介護老人福祉施設(同法第四十二条の二第一項(地域密着型介護サービス費の支給)に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十項(定義)に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。)における令第二百七条各号に掲げるものの提供の状況。

二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項(特定健康診査等基本指針)に規定する特定健康診査の結果に基づき同項に規定する特定保健指導(当該特定健康診査を行った医師の指示に基づき積極的支援(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号。以下この号において「実施基準」という。)第八条第一項(積極的支援)に規定する積極的支援をいう。)により行われるものに限る。)を受ける者のうちその結果が次のいずれかの基準に該当する者のその状態

イ 実施基準第一条第一項第五号(特定健康診査の項目)に掲げる血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準

ロ 実施基準第一条第一項第七号に規定する血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると認められる基準

ハ 実施基準第一条第一項第八号に掲げる血糖検査が糖尿病と同等の状態であると認められる基準

2 令第二百七条第三号に規定する財務省令で定めるものは、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設とする。